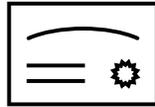


## ア) 各業績の参加当時に交付された 参加証・受講証のコピー



- 主催技師会が発行した「参加したことを証明します」「受講したことを証明します」といった文言が記載された証明書です。
- ご自身で記名タイプの場合は、必ず記名したものをコピーして添付することとしてください。氏名未記載のものでは受付できません。

出席証・領収書一体タイプの例



<注意>  
参加費支払いの領収書は  
参加証明になりません。

領収書と参加証一体の  
タイプをお持ちの場合は、  
必ず参加証部分を提出し  
てください。

この部分が業績参加証明となります。  
受験申請時にはこの部分のコピー提出が必須です。

氏名記載必須です。  
ご自身で記名するタイプの場合は必ず記名したものを  
コピーしてください。

この部分は出席証明ではありません。  
この部分のコピーのみ提出されても受付できません。

もしくは

## イ) 技師会ゲストユーザーマイページ内の 受講履歴ポイント照会の出力画面の印刷



- 技師会では講習会等の参加にあたってゲストユーザー登録いただき、参加後にマイページの【受講履歴ポイント照会】への記録をもって参加証明とするケースが増えています。
- マイページの【受講履歴ポイント照会】に受験申請に有効な業績が記録されている場合に限り、その出力した受講履歴一覧が参加証明として有効です。
- 印刷した受講履歴一覧1枚で、マイページに記録されている業績全ての参加証明として扱えます。
- 受講履歴ポイント照会画面の【受講履歴ポイント出力】から出力した一覧を印刷してください。

**Q. ゲストユーザー登録前に参加した業績も申請に必要なのですが、マイページに記録されていません。**

A. 技師会のシステム稼働前やゲストユーザー登録前に参加したものは、マイページへの記録が反映されないようです。記録されていないものについては当時の参加証コピーが必要です。次の2点を添付してください。

- 1) 受講履歴ポイント出力ボタンから出力・印刷したもの
- 2) 受講履歴ポイント照会に記録されていない業績の参加証や受講証のコピー

**Q. 記録されている業績の受講証も持っていますが、その提出も必要ですか？  
(例:e-learning受講後に受講証明書もダウンロードしたなど)**

A. 受講履歴ポイント照会画面に記録されていれば、出力した一覧の印刷1枚のみ添付で構いません。